

令和5年11月16日
島根県土木部河川課
担当者：奥野 耕治
TEL：0852-22-6747
FAX：0852-22-5681
E-mail:kasen@pref.shimane.lg.jp

令和5年度「命と生活を守る新国土づくり研究会」 (12県知事会)の懇談概要について

昨日、標記研究会を対面及び Web 会議形式にて開催し、「気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえた流域治水の深化～あらゆる関係者のさらなる協働に向けて～」をテーマに国土交通省へ提言書を提出しました。

本研究会は、洪水、土砂災害等から人命・財産を守り、安全で安心して暮らせる国土をつくること等を目的として、平成6年9月に発足し、現在、全国12県の知事により構成し、今までに26回の会議を開催してまいりました。

本年度は下記のとおり、第27回目の研究会を開催しました。

【12県の構成】

岩手県、埼玉県、千葉県、富山県、福井県、岐阜県、兵庫県、島根県、広島県、徳島県、長崎県、鹿児島県

記

1 日 時 令和5年11月15日(水) 10:30～11:30

2 場 所 島根県松江市内中原町 52 島根県職員会館 2 階 特別教養室(WEB 参加)
※その他の会場は以下に記載してあります。

3 主な発言内容

(会長・大野元裕埼玉県知事)

近年、気候変動等の影響による水災害が頻発化・激甚化しており、全国各地において甚大な被害が発生している。

今出水期においても、河川氾濫や土砂災害、内水による浸水など、各地で甚大な災害が発生した。

今後も、頻発化・激甚化する自然災害によって、国民の安全・安心な暮らしが脅かされることが危惧されており、国や地方が取り組む防災・減災対策の重要性がますます高まっていると感じている。

このため、本研究会では、自然災害から人命・財産を守り、安全で安心して暮らせる国土づくりを進めるため、自然災害を背景とした様々な課題について取組を進めてきた。

今年度は、気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえた流域治水の深化について議論を深めていきたい。

(堂故茂国土交通副大臣)

激甚化・頻発化する豪雨災害から国民の命と暮らしを守るためには、「流域治水」の取組を強力に推進していかなければならない。改正国土強靱化法基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も、切れ目なく、継続的・安定的に取組を推進していきたい。

(こやり隆史国土交通大臣政務官)

事前防災対策に加え、災害発生時に、被害の拡大防止や早期復旧を図ることが、益々重要となっている。国土交通省では、TEC-FORCE の派遣等の支援を行っているが、今後とも、国土交通省の有する技術力や現場力を最大限活用し、被災地に寄り添った支援をしっかりと取り組んでいきたい。

4 各県意見発表内容

(大野元裕埼玉県知事)

気候変動による水災害リスクの増大を踏まえ、あらゆる関係者の連携による「流域治水」を迅速かつ強力に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」以降も継続的・安定的に別枠として必要な予算の確保をお願いする。

更に、専門的知見や経験を有する TEC-FORCE による被災自治体に対する技術的な支援のため、地方整備局等・研究機関において必要な人員や体制を充実・強化すること。

（湯崎英彦広島県知事）

気候変動等による水災害の頻発化・激甚化に備えるためにも、流域治水の取組を推進していくことが重要であり、制度の拡充や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」以降も継続的・安定的に別枠としての必要な予算確保、地方財政措置制度の継続・拡充等をお願いする。

災害の早期復旧・被害拡大防止を図るためには、専門的知見や経験を有する TEC-FORCE による技術的な支援が必要であり、必要な人員や体制の充実・強化をお願いする。

（熊谷俊人千葉県知事）※ビデオメッセージ

9月の台風第13号の接近に伴う大雨による災害において、県内では、鴨川市を流れる袋倉川などで、小規模の浸水被害があった。移転が有効と思われる事象であったが、防災集団移転促進事業の採択要件である5戸を満たなかったため、これらへ対応することができなかったことから、災害のおそれのある区域からの移転の支援について、既存の制度では対象外となる小規模の移転を可能とする制度の拡充について、研究していただくことを要望する。

（馬場裕子長崎県副知事）

気候変動の影響を踏まえた流域全体の治水対策、河川事業・砂防事業の推進、施設の老朽化対策に努め、災害に強く、安全・安心で強靱な県土づくりを進める必要があることから、国には財政的、制度的な支援を引き続きお願いする。

（河合孝憲岐阜県副知事）

流域治水の深化に向け、治水が「自分事」となるよう、川の災いの側面だけではなく、住民一人ひとりが川との普段の関わりを深める取組を進めている。県土の強靱化に向け防災・減災対策に引続き重点的に取組むため、国には今後も、流域治水の理解促進と中長期的な視点に立った財政的な支援をお願いする。

（八重樫幸治岩手県副知事）

岩手県においても、気候変動の影響により、近年、経験のない豪雨による災害が頻発しており、「流域治水」を一体的・計画的に推進するため、必要な予算を確保するとともに、「5か年加速化対策」後も継続的・安定的に切れ目なく対策を進めるため、国土強靱化に必要な予算・財源を、通常予算に加えて別枠で確保するよう、国に対しお願いする。

（蔵堀祐一富山県副知事）

気候変動により水災害が頻発化・激甚化していることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用して河川改修、河道掘削、土砂災害対策などの事業を進めている。引き続き本県の治水行政の推進に格別の配慮をお願いする。

（鷲頭美央福井県副知事）

自然災害の激甚化・頻発化に対し、事前防災の必要性から、治水対策・防災体制強化、流域治水の取組拡大等に努めている。国には、国土強靱化の取組の着実な推進のため、5か年加速化対策に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保、また対策期間完了後も国土強靱化予算を十分に確保いただきたい。また緊急自然災害防止対策事業債・緊急浚渫推進事業債の継続をお願いする。

（服部洋平兵庫県副知事）

激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策として防災・減災、国土強靱化対策にて実施した事業箇所では、今年度は過去被害を受けた際と同等以上の降雨を受けても被害がなく、事業効果を実感している。今後とも5か年加速化対策後の事業費確保が必要である。

また、兵庫県では、国の流域治水プロジェクトに先行して H24 に総合治水条例を施行しており、総合治水条例と土砂災害等の分野別計画を合せて、全ての河川で流域治水プロジェクトとして積極的に取り組んでいる。

（松尾紳次島根県副知事）

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためにも、「流域治水」の取り組みを推進する必要がある。国には「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」後も継続的・安定的に別枠として予算を確保することと、必要な事業が多く残された地方に予算を重点配分することをお願いする。

(藤本徳昭鹿児島県副知事)

水害に強いまちづくりに向けて、県が管理するすべての河川において流域治水プロジェクトを推進しているところであり、さらなる取組として、二級河川で九州初となる特定都市河川の指定を目指しており、流域の関係者と協働してさらに流域治水に取り組んでいく。

(谷本悦久徳島県政策監)

流域全体で総合的な治水対策を進めるため、「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」のもと、県を挙げた推進体制で、「国土強靱化予算」を活用した事前防災対策を進めている。

国においては、気候変動を踏まえた「流域治水」の加速化・深化に向け、必要な予算の確保をお願いする。

5 出席者

＜関係県知事等＞

大野元裕埼玉県知事(会長)、熊谷俊人千葉県知事、湯崎英彦広島県知事、八重樫幸治岩手県副知事、蔵堀祐一富山県副知事、鷲頭美央福井県副知事、河合孝憲岐阜県副知事、服部洋平兵庫県副知事、松尾紳次島根県副知事、馬場裕子長崎県副知事、藤本徳昭鹿児島県副知事、谷本悦久徳島県政策監

＜国土交通省＞

堂故茂国土交通副大臣、こやり隆史国土交通大臣政務官、廣瀬昌由水管理・国土保全局長ほか

6 懇談テーマ

「気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえた流域治水の深化」

～あらゆる関係者のさらなる協働に向けて～

7 研究会後の提言活動

岸田文雄内閣総理大臣に、埼玉県知事・広島県知事から、提言書を提出しました。

1) 日 時 令和5年11月15日(水) 14:00～14:15

2) 場 所 首相官邸

3) 出席者

埼玉県知事	会長	大野 元裕
広島県知事		湯崎 英彦

その他の会場

岩手県：岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県庁4階 4-2特別会議室
千葉県：千葉県千葉市中央区市場町1-1 南庁舎7階 共用会議室
富山県：富山県富山市新総曲輪1番7号 防災危機管理センター3階 研修室3-D
福井県：福井県福井市大手3丁目17-1 福井県庁7階特別会議室
岐阜県：岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁6F 特別会議室
広島県：東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省（中央合同庁舎3号館）11階 特別会議室
兵庫県：兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁2号館6F
徳島県：徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁階 403会議室
長崎県：東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省（中央合同庁舎3号館）11階 特別会議室
鹿児島県：鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県庁18F 特別会議室
埼玉県：東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省（中央合同庁舎3号館）11階 特別会議室

同時発表：国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

都道府県記者クラブ

岩手県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、富山県政記者クラブ、福井県政記者クラブ、

岐阜県政記者クラブ、兵庫県政記者クラブ、島根県政記者会、広島県政記者クラブ、

徳島県政記者クラブ、長崎県政記者クラブ、埼玉県政記者クラブ

各県問い合わせ先

岩手県河川課 019-629-5905
富山県河川課 076-444-3325
岐阜県河川課 058-272-8585
島根県河川課 0852-22-6747
徳島県河川整備課 088-621-2570
鹿児島県河川課 099-286-3586

千葉県河川整備課 043-223-3165
福井県河川課 0776-20-0480
兵庫県河川整備課 078-362-3527
広島県河川課 082-513-3929
長崎県河川課 095-894-3083
埼玉県河川砂防課 048-830-5162
(本年度幹事県)



研究会の状況①



研究会の状況②



提言書手交



岸田文雄内閣総理大臣への要望

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえた
流域治水の深化に向けた
提言書

～あらゆる関係者のさらなる協働に向けて～

令和5年11月

命と生活を守る新国土づくり研究会

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえた

流域治水の深化に向けた提言書

令和5年6月1日から3日にかけて梅雨前線による大雨及び台風第2号の影響で、西日本から東日本の太平洋側を中心に大雨となり、高知県、和歌山県、奈良県、三重県、愛知県、静岡県で線状降水帯が発生し、大和川等の河川での溢水や埼玉県東部での大規模な内水浸水、321件の土砂災害により、死者・行方不明者等8名、住家被害9,676棟となる甚大な被害が発生した。

また、6月28日から7月13日にかけて梅雨前線等により全国的に大雨となり、1日から3日は山口県や熊本県、鹿児島県（奄美地方）、8日は島根県、10日は福岡県、佐賀県、大分県、12日夜遅くには石川県、富山県で線状降水帯が発生し、41水系119河川での氾濫、368件の土砂災害等により、死者・行方不明者等14名、住家被害7,903棟となる甚大な被害が発生した。7月14日から19日にかけては東北地方に梅雨前線が停滞して大雨となり、秋田県、岩手県において、6水系16河川での氾濫により、死者1名、住家被害4,226棟となる甚大な被害が発生した。

さらに、9月8日から9日にかけて台風第13号の影響により、関東甲信地方や東北地方の太平洋側で大雨となり、8日に東京都（伊豆諸島）、千葉県、茨城県及び福島県で線状降水帯が発生し、25水系39河川での氾濫、249件の土砂災害等により、死者・行方不明者等3名、住家被害3,861棟となる甚大な被害が発生した。このように、激甚な被害をもたらす水災害が毎年のように全国で繰り返し発生している状況であり、今後、気候変動の影響によりますます頻発化・激甚化することが危惧される。

加えて、今後30年以内に70～80パーセントの確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震や内陸部における直下型地震等、一度発生すれば、極めて甚大な被害が予測される地震や津波の発生も危惧されている。

こうした状況を踏まえ、国においては、平成30年度からの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、令和2年度から「防災・減災、国土

強靱化のための5か年加速化対策」が創設され、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、取組を加速化・深化させるため、追加的に必要となる事業を重点的かつ集中的に実施しているところである。

また、国土交通省では、気候変動の影響による降雨量の増大等を踏まえ、ハード整備の加速化・充実に加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、令和3年度に特定都市河川浸水被害対策法等の改正の「流域治水関連法」の整備を行うとともに、「流域治水」の本格的実践に必要な新規制度・施策を創設している。

近年、全国各地で自然災害が頻発化・激甚化する中、気候変動による水災害リスクの増大に対応するためには、治水計画を気候変動の影響を考慮したものに見直すとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及びそれ以降も継続的な治水予算の確保による堤防、遊水地、ダム等の整備の加速化、特定都市河川の指定等による雨水貯留浸透施設の整備や、水災害リスクの低い地域への居住誘導や住まい方の工夫など、国、都道府県、市町村、地域の企業、住民の方々が、流域全員で水災害に立ち向かう「流域治水」を本格的に実践し、早期の治水安全度の向上を図る必要がある。

については、「命と生活を守る新国土づくり研究会」の総意に基づき、次の事項について強く要望する。

一 気候変動による水災害リスクの増大を踏まえ、上流・下流や本川・支川の バランスを確保しつつ、流域全体の治水安全度の向上を目指し、流域全体で実施すべき対策を示す「流域治水プロジェクト」を国・都道府県・市町村等の連携により迅速かつ強力に進めるために、必要な財源を確保し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を推進すること。

一 あらゆる関係者が様々な治水対策に取り組むにあたり、効果的・効率的な 施策を検討できるよう、その施策の効果の定量的な評価手法の構築等を進めること。

一 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定を全国へ拡大し、「流域治水」の取組を強力に推進するため、

- ・流域水害対策計画の作成に係る財政的・技術的支援を継続的に行うこと
- ・雨水浸透阻害行為の許認可事務等に係る実践的な事務マニュアルを作成するなど積極的な技術的支援を行うこと
- ・都道府県及び関係市町村等による様々な流域治水に関する取組に対し、現地で技術的支援を実施できるよう、国において流域治水に関する相談窓口を設置するとともに、引き続き充実を図ること
- ・河川整備等のハード対策に加え、雨水貯留浸透施設の整備等に対する財政的支援を充実させること
- ・田んぼダム等の貯留機能を保全する取組に対して流域（特に下流域）の自治体が支援を行うなどの、特定都市河川流域内の自治体連携に関する制度を創設すること
- ・特定都市河川流域における下水道区域以外の雨水排水施設（排水路、ポンプ等）の整備・維持管理に対する財政的支援を行うこと
- ・浸水リスクに晒されている地域において、早期かつ効率的に家屋等の浸水被害を防止・軽減するため、家屋等の嵩上げ・移転や浸水対策など、地域を維持させることを可能とする制度の拡充と財政的支援を行うこと
- ・民間の雨水貯留施設整備を促進するため、固定資産税の特例措置の延長など、引き続き制度の充実を図ること

など、総合的かつ多層的な対策に必要な制度等について積極的に充実を図ること。なお、雨水貯留浸透施設の整備に積極的に取り組んでいる都道府県における特定都市河川の指定に向け、これまでの取組と整合が図られるよう支援すること。

一 気候変動の影響による降雨量の増加や、超少子高齢化社会への突入を踏まえ、水災害リスクを可能な限り避けたコンパクトなまちづくりの取組に必要な施策をより一層推進すること。

一 災害ハザードエリアからの移転の支援について、近年の頻発化・激甚化する災害を踏まえ、災害のおそれのある区域からの移転制度について、既存の制度では対象外となる小規模の移転を可能とする制度の拡充について研究すること。

- 一 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用した事前防災対策の推進に加え、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」を実践し、さらに深化を図るため、物価の高騰や人件費の上昇による影響も考慮の上、必要な対策が推進できるよう予算・財源を例年以上の規模で別枠として確保すること。また、引き続き地方の実情に即した配分や財政措置の拡充等に配慮するとともに、予算については円滑な執行が図られるよう、弾力的な措置を講ずること。
- 一 改正国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を速やかに策定し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」以降も継続的・安定的に別枠として治水予算を確保すること。また、事業採択前に必要な調査・設計などの多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。
- 一 地方が河川管理施設の長寿命化やきめ細かな治水対策を円滑に進めるための公共施設等適正管理推進事業（長寿命化事業）や緊急自然災害防止対策事業、緊急浚渫推進事業など、地方財政措置制度の継続・拡充を図ること。
- 一 短期間に多額の事業費を要する事業について、計画的かつ着実に進められるよう、令和元年度創設の大規模特定河川事業や令和3年度創設の特定都市河川浸水被害対策推進事業、令和4年度創設の河川メンテナンス事業等の個別補助事業の予算を十分に確保すること。
- 一 既設ダムを最大限活用するため、ダムのかさ上げや放流能力の増強等による施設改良及び効果的・効率的な堆砂対策のためのダム再生事業を推進するとともに、事前放流を的確に実施するための放流施設の整備・改良やその後の施設の維持管理に対し積極的に支援すること。また、線状降水帯の予測精度の向上及び最新の気象予測技術を活用したダム運用の高度化を図ること。
- 一 都道府県が管理する、河川、ダム、砂防、海岸及び下水道の老朽化対策を計画的かつ効率的に進めるため、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた重点的かつ集中的に取り組む維持修繕・更新について、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保するとともに、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げなど、地方への十分な財源措置を講ずる等、積極的に支援すること。
- 一 河川管理施設や砂防関係施設の維持管理において、ドローン等を活用した巡視・点検・測量等の状態把握に向けた高度化・効率化などの取組に対し、財政的・技術的な支援を行うとともに、点検レベルを維持・向上しつつ省力化を図り、持続可能なインフラメンテナンスを実現するなど、インフラ分野におけるDXを推進すること。

- 一 平常時における水災害リスクの認知・意識醸成を促進するための、河川や下水道、海岸における浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の指定、ハザードマップの作成、命を守る防災教育の促進などに対して、財政面も含めて積極的に支援すること。また、デジタル技術の活用等により河川等の切迫性のある 防災情報をわかり易く提供し、これらの情報がいつでもどこでもリアルタイムで入手できる社会の実現に向けた取組や、高齢者等の迅速かつ確実な避難や水防団の円滑な活動を支援するための仕組みを構築すること。
- 一 令和5年5月の気象業務法及び水防法の改正を踏まえ、国から予測水位情報の提供を受け、都道府県管理河川において洪水予報河川の指定を拡大するため、洪水予報発表に関する事務の簡素化・効率化に向けた支援を行うこと。
- 一 内水被害の軽減や未然防止のため、国は広域的・機動的な危機管理体制を充実させるとともに、排水ポンプ車の増設や配備計画の見直しなど、内水対策を計画的に推進し被害を未然に防止するための支援の取組を強化すること。また、引き続き、排水ポンプのコスト低減や維持管理・運用の省力化に向けた技術革新を推進すること。
- 一 再度災害防止対策を迅速に進められるよう、災害復旧に係る測量・設計等に要する費用補助制度の拡充や令和4年度から試行を実施している早期確認型査定の本格運用を図ること。
- 一 全国各地で頻発化・激甚化する自然災害に対し、再度災害防止の観点から改良復旧事業を適用範囲の拡大などにより積極的に取り入れるとともに、原形復旧においても一体的に被災原因を除去する等、再度災害防止に資する災害復旧を推進すること。
- 一 大雨時、自治体は限られた職員で地域への情報発信や災害対応を行っていることから、ワンコイン浸水センサの実用化など流域の浸水状況を迅速かつ容易に把握できる手法を開発するとともに、浸水状況や河川に関する情報を国、都道府県、市町村等の相互間で共有するための防災情報に関するネットワークの整備を進めること。
- 一 大規模洪水や南海トラフ巨大地震等からの早期復旧、被害拡大防止を図るためには、専門的知見や経験を有する TEC-FORCE による二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被害状況調査、災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急対策など、被災自治体に対する支援が不可欠である。TEC-FORCE が被災自治体へ派遣され活動を行った実績（人・日）は、近年、創設当時に比べて約2.5倍に増加していることも踏まえ、地方整備局等・研究機関において必要な人員や体制を充実・強化すること。
- 一 東日本大震災津波の発災から12年が経過し、被災地では水門等の海岸保全施設の復興事業が着実に進んでいるが、第2期復興・創生期間においても、これらの事業が

完了するまでの間、引き続き支援を継続すること。

令和5年11月15日

命と生活を守る新国土づくり研究会

会 長	埼玉県知事	大野 元裕
副会長	岩手県知事	達増 拓也
副会長	富山県知事	新田 八朗
	千葉県知事	熊谷 俊人
	福井県知事	杉本 達治
	岐阜県知事	古田 肇
	兵庫県知事	齋藤 元彦
	島根県知事	丸山 達也
	広島県知事	湯崎 英彦
	徳島県知事	後藤田正純
	長崎県知事	大石 賢吾
	鹿児島県知事	塩田 康一